

# 墨田区 高齢者自立支援住宅改修助成事業(高齢者福祉課)

## 1 事業の目的

高齢者が自ら生活する住居を次の目的で改修する際に、必要な助成を行うことにより、高齢者の居室内での生活を容易にし、もって高齢者の自立を支援します。

①転倒予防 ②動作の容易性の確保(痛みの軽減等) ③行動範囲の拡大の確保 ④介護の軽減

## 2 対象者、種目、内容、限度額、自己負担割合

対象者は、おおむね65歳以上の区民であって、日常生活の動作が困難で、住宅の改修が必要と認められる方です。

※60歳から64歳の方で、加齢に起因する病気(特定疾病)に該当する方も、対象となる場合があります。

対象者の 介護保険区分	種目	内容	限度額 自己負担割合
「非該当」 または 「未申請」	予防改修助成	①手すりの取付け ②段差の解消(浴槽の取替えを含む) ③床材の変更 ④扉の取替え ⑤洋式便器へ取替え これらの工事に付帯して必要な給水設備等の工事	200,000円  自己負担(※) 1割、2割または3割 相当額
「要支援1・2」 または 「要介護1～5」	設備改修助成	①浴槽の取替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事 ②流し台、洗面台の取替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事 ③便器の洋式化及び付帯して必要な工事 ※①と③は、介護保険の住宅改修費支給と併用して受け取ることができます。 詳しくは、介護保険課(03-5608-6149)へお問い合わせください。	

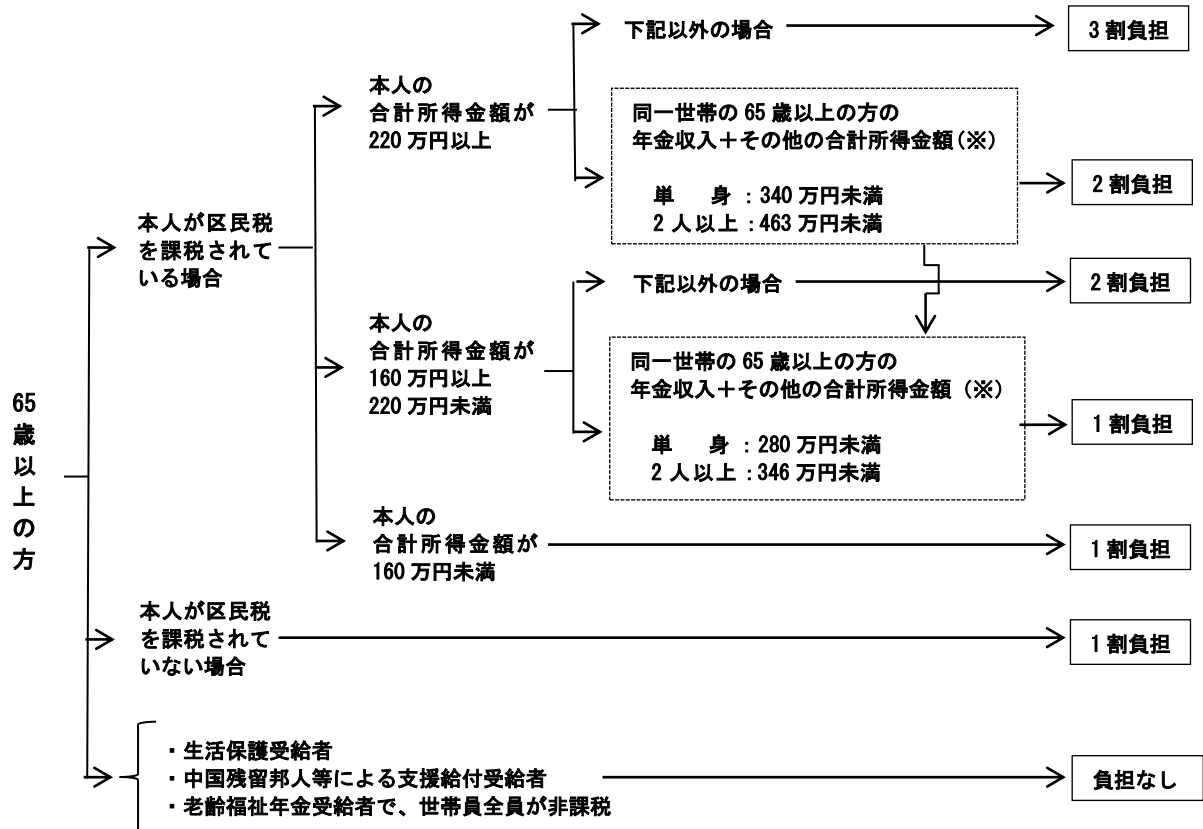
※自己負担(1割、2割または3割)は介護保険法の負担割合に準じます。

限度額を超えた部分、助成対象とならない工事は、全額自己負担となります。

## 3 申請時の注意

- (1) 工事前にお申し込みください。(既に工事に着手された場合は申請できません)
- (2) 書類審査終了後の工事着工になりますので、着工日に余裕をもってお申し込みください。
- (3) 住宅を新築する場合は、住宅改修費の助成対象になりません。
- (4) 賃貸住宅や公営住宅などの場合は、貸主・持ち主の承諾が必要です。

#### 4 利用者負担割合判定表



※「その他の合計所得金額」：合計所得金額から年金収入に係る雑所得を除いた額

**※自己負担割合をお知りになりたい場合は、申請者または同一世帯のご家族様から、墨田区高齢者福祉課相談係までお問い合わせください。**

#### 5 相談・手続きについて

事前相談

工事前に、ケアマネジャー、高齢者支援総合センターへご相談ください。

書類提出

(1) 墨田区高齢者自立支援住宅改修助成申請書 (2) 家屋所有者承諾書(必要な方のみ) (3) 住宅模様替え届(兼・受理証明書)(必要な方のみ) (4) 住宅改修理由書 (5) 業者が作成する工事見積書 (6) 業者が作成する工事計画書(現況図面・完成予定図面)又は写真  
を墨田区高齢者福祉課相談係へ提出してください。

工事前現地確認

高齢者支援総合センター職員がご自宅へ訪問し、改修予定箇所の確認をします。

助成の可否決定

墨田区高齢者福祉課が助成の可否を決定し、高齢者支援総合センター職員または工事業者に電話連絡いたします。

工事着手

**\* 助成見込額・自己負担見込額をお知りになりたい場合は、申請者または同一世帯のご家族様から、墨田区高齢者福祉課相談係までお問い合わせください。**

工事完了

申請者は工事費用全額を業者に支払い、領収書を受領してください  
\* 工事費用のうち、自己負担分のみを支払い、残りは区役所が業者に振り込むこともできます。(受領委任払い)

工事後現地確認

書類提出

高齢者支援総合センター職員がご自宅へ訪問し、改修箇所の確認をします。

- (1) 住宅改修費請求書(委任状) (2) 支払金口座振替依頼書(必要な場合のみ)  
(3) 領収書の写し (4) 内訳書(必要な場合のみ)

を墨田区高齢者福祉課相談係へ提出してください。

\* 工事にかかった費用が見積書と異なる場合は、内訳書も提出してください。

助成額の決定

助成額決定通知書を、申請者宛に送付します。

助成金は指定の口座へ振り込みます。

## 6 相談窓口

(1) 担当ケアマネジャー

(2) 高齢者支援総合センター

高齢者支援総合センター名	所在地	電話	担当地域
八広はなみずき 高齢者支援総合センター	八広 5-18-23	3610-6541	八広 東墨田
ぶんか 高齢者支援総合センター	文花 1-29-5 都営文花一丁目 アパート 5号棟 1階	3617-6511	立花 文花
こうめ 高齢者支援総合センター	向島 3-36-7 すみだ福祉保健センター内	3625-6541	向島 押上
なりひら 高齢者支援総合センター	業平 5-6-2 なりひらホーム内	5819-0541	錦糸 太平 横川 業平
うめわか 高齢者支援総合センター	墨田 1-4-4 シルバープラザ梅若内	5630-6541	墨田 堤通 東向島 4丁目
同愛 高齢者支援総合センター	亀沢 2-23-7 塚越ビル 1階	3624-6541	横網 亀沢 石原 本所 東駒形 吾妻橋
むこうじま 高齢者支援総合センター	東向島 2-36-11 ベレール向島内	3618-6541	京島 東向島(4丁目 を除く)
みどり 高齢者支援総合センター	緑 2-5-12 オウトピアみどり苑内	5625-6541	両国 千歳 緑 立川 菊川 江東橋

(3) 墨田区高齢者福祉課相談係

住所 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 5608-6171

\* 木造住宅耐震改修促進助成は防災まちづくり課(5608-6269)へお問い合わせください。

\* 工事内容によっては、所得税や固定資産税の軽減を受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署又は都税事務所までお問い合わせください。